

セミナープログラム

13:30～17:00 ※途中休憩を挟み進行いたします。

I. 賃料改定の基本及び実情と交渉方法

1. 賃料改定の基本的考え方及び実情
 - 賃料改定の実情（近年の3大特徴）
 - 賃料改定の基本的な考え方
2. 賃料改定交渉の前段階における準備過程の流れ（賃料交渉を始めるまでに何をすべきか）
 - 現状把握のための5つのステップ
 - 交渉スタンスの決定
 - 交渉のための準備と確認しておくべき事項

II. 賃料改定のための現状把握の具体的な考え方と手法

1. 継続賃料のあたりをつける
 - 自らあたりをつける
 - ・市場賃料（新規賃料）の調査
 - ・市場賃料水準、現賃料水準及び相手方（当方）の要求水準との関係性、並びに位置関係の把握
 - ・市場賃料を踏まえての継続賃料水準の検討
 - 鑑定評価等の活用
2. 相手方の分析、相手方提案の分析
 - 相手方の分析
 - 相手方提案の分析
 - 相手方の鑑定評価書の分析
3. 賃料設定ラインの策定（譲れないラインを決める）
 - キャッシュフロー分析による賃料設定ライン
 - 価格への影響分析による賃料設定ライン
 - 相場、勝算からみた賃料設定ライン
 - 賃料設定ラインの策定
4. 具体的な交渉方法の決定と交渉の工夫例
 - 交渉スタンス・ストーリーの決定方法
 - 即時に妥結できる例
 - 交渉のための具体的な準備、根拠・エビデンスづくり
5. 賢く賃料を増額、減額するための今後の対策
 - 定期借家契約の活用／フリーレント、段階賃料の活用

III. 知らないと損する賃料改定における不動産鑑定評価の基礎知識

1. 不動産鑑定評価における賃料評価とは
 - 賃料の種類
 - ・新規賃料と継続賃料／支払賃料と実質賃料／鑑定評価における管理費、共益費の扱い
 - ・鑑定評価における一時金の扱い
2. 新規賃料の算定手法
 - 新規賃料を求める主要な3手法とは
 - ・積算法／賃貸事例比較法／収益分析法（オペレーションナルアセットの賃料、賃料負担力）
 - 各方式により算定した新規賃料の調整と留意点

IV. 賃料改定根拠としての不動産鑑定評価手法に基づく継続賃料算定手法

1. 不動産鑑定評価における継続賃料の意義と特徴
2. 不動産鑑定評価における継続賃料算定の具体的手法
 - 主要な4手法とは（差額配分法、利回り法、スライド法、賃貸事例比較法）
 - 各方式により算定した試算賃料の調整と留意点
 - 鑑定評価のどういう点が裁判や任意交渉で問題となるのか？
 - なぜ、直近合意時点がいつであるかが問題となるのか？

V. 賃料改定における現場の実際と注意点

1. 定期借家契約への切り替えや立退料との関連、最近の賃料改定事例
2. 駅前商業ビル（オフィス・店舗）、ロードサイド店舗、老人ホーム、スポーツクラブ、パチンコ店舗等の賃料改定の現場や、調停・裁判（係争）の場で行われていることで、知っておくべき意外な盲点や注意点とは？
3. 賃料改定において目安としたい上げ幅、下げ幅はどの程度か？裁判をすれば賃料は上がるのか？
4. 賃料減額をあえて提案した事例とは？その損得勘定のメカニズムとは？
5. いつ任意交渉を諦めて、訴訟に移行すべきか？
6. コロナ禍でのトレンドの変化と賃料交渉、係争への影響及びコロナ禍ならではの留意点

講師



成田 隆一（なりた りゅういち）

株式会社フローク・アドバイザリー
代表取締役社長
不動産コンサルタント
不動産鑑定士
再開発プランナー
東京地方裁判所鑑定委員

不動産業界の偏った成功報酬体系に疑問を感じ、不動産分野ではコンサルティングに報酬を払ってもらえないという常識を打破すべく、成功報酬体系にとらわれない不動産・相続のコンサルティング会社を2007年に設立。不動産投資、借地借家などの揉め事、相続に精通した稀有な不動産専門家として、他の士業等の専門家とチームで「企業や不動産のオーナ様」「不動産從業者様」が抱える問題の解決を行っている。「悩みから解放された」「本業に集中できるようになった」など、経済的成功に加え、顧客の心の健康と時間の創造にも貢献。また、プロや大手企業からの難解な依頼を受けることもしばしばであり、プロを指導できるプロと評される。大手信託銀行、外資系コンサルティングファーム、外資系不動産投資会社などを経て独立。約8,500件の不動産評価・レビュー実績、約5,000億円のプロ投資家・アドバイザーとしての投資実績を誇る。

大手REIT投資委員会委員、複数の上場企業・上場企業オーナーの顧問を現任。日本で初めての立退料にフォーカスした書籍「賃貸不動産の〔立退料〕算定実務資料集（綜合ユニコム）」のほか、「賃貸不動産の〔賃料改定〕算定実務資料集（綜合ユニコム）」など著書5冊。金融機関、弁護士団体などの業界団体等での講師実績多数。

◆弊社では下記新型コロナウイルス感染症予防対応を行って開催いたします。

- ・新型コロナウイルス感染予防ガイドラインを徹底した会場で開催いたします
- ・会場規定定員の50%未満の入室者数を厳守
- ・演台に飛沫防止用アクリル板を設置
- ・講師席と1列目のお座席は2メートル程度の間隔を空けます
- ・お席はスクール形式・1机1名様とし、前後左右の間隔を空けます
- ・会場に手指消毒用アルコール液を設置
- ・1時間に1回程度の室内換気を実施